

三郷市訪問型独自サービス(指定事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合算 単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		1.176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ 日割				39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		2.349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ 日割				77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		3.727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ 日割				123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで		268	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで		272	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで		287	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ド 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2(20分未満) ※1月につき22回まで		167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算			200単位加算	200 1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算		200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応			所定単位数の 1/1000 加算	

※背景が水色のコードは、令和3年4月提供分より新設
※背景が黄色のコードは、令和3年4月提供分より変更
※背景が灰色のコードは、多様な主体によるサービス提供体制の構築に使用する